

多様な主体と取り組む

まちの再生 ~津の真ん中から~

津市議会議員 岩 脇 圭 一



発行所
三重県地方自治研究センター
三重県津市栄町2丁目361番地
(助)三重県地方自治労働文化センター内
TEL059-227-3298
FAX059-227-3116
<http://www.mie-jichiken.jp/>
info@mie-jichiken.jp

何が課題か

失われた10年

商店街の衰退が止まらない。ごく僅かな事例を除いて全国どこにおいても共通する問題である。三重県の県庁所在地、県都津の中心市街地である大門も例外ではなく、商店街の一員として、あるいは住民としてまちづくりに取り組んできた。未だはっきりとした成果が出ておらず、まだまだ駆け出しの私がこのような紙面をお借りして考えを述べることをご寛恕いただきたい。

私が子どもの頃はバブルの絶頂期で、郊外型ショッピングセンターができていったが、まだまだ商店街も活気があった。その後、バブルが崩壊し、その影響が目に見えて現れてくる。

そのような状況において、1998年から国もいわゆるまちづくり3法(改正都市計画法・大規模小売店舗立地法・中心市街地活性化法)を整備し、まちづくりに関する政策転換を行なった。この頃TMO(Town Management Organization・タウンマネージメント

ト機関)と言われる中心市街地の活性化を目的としたまちづくり事業体が各地で発足し、津市にも2000年にTMO津夢時風が設立され、各個人の商店街でも活性化に対する機運が高まり、様々な事業が行われた。

当時から10年経った今、その中の多くの事業はなくなっており、活性化にはつながらずま現在に至っている。いわば失われた10年と言えるのかもしれない。

一方、まちづくり3法は2006年に改正が行われた。大規模店舗への規制が強化され、中心市街地活性化の支援のあり方に関しても、市町村の策定する基本計画が内閣総理大臣の認定によるものとなり、選択と集中の考え方が強化され、支援条件のハードルが高まった。

この改正には一定の効果はあったといえるが、大きな時代の流れは未だ変わっていないように思う。

時折、そこまで言わなくてもと正直思いたくなるほどの中心市街地に対する悪口に遭遇することがある。一方で幼い頃、商店街で過ごしたことの思い出を語られ、メールを送られることも多い。特に中高年、若い世代でも30代以上の方からは前向きにいろんな声をいただく。またその世代の方に大門で出店したいというご相談をいただくこともある。

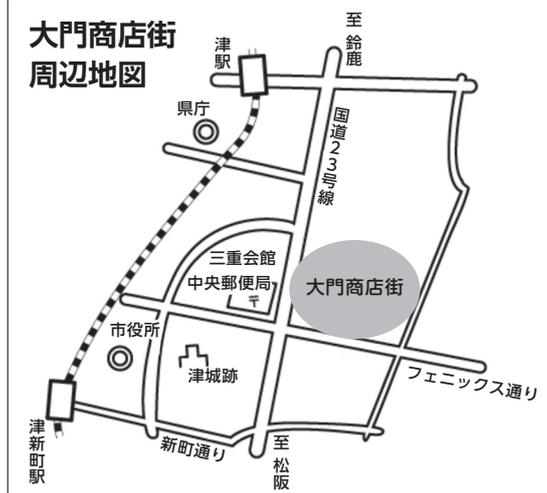
それ以下の若い世代では来たこともないという人が増えてきた。先日津市在住の学生ボランティア

アに道を説明するのが大変だったことがある。確実に地域の中での存在感が小さくなっていることに危機感を抱いている。

批判もあるが、この間、商店街も各店も努力をしていなかったわけではなく、様々な手を打ってきたが、大きな時代の変化に対応するには間に合わなかったと感じている。もっと大きく業種・業態の転換を行っていくべきだったはずかもしれないが、家族経営の業態的な店舗が多く簡単にそうした対応ができないままに衰退していく中で事業承継することができなかつた、あるいはその見込みが立たない状況に陥ってしまった。

昔のようなかたちでの賑わいを取り戻すことは難しい。しかし、この人口減少社会の中で、県都津市の中心市街地、いわば街の顔としてふさわしい新しいまちづくりを行なう

大門商店街 周辺地図



いかなければならない。中高年には懐かしさを感じてもらいながら、また、若者や子どもには思い出をつくってもらおうような機会を増やしていくこと、そして何かがこれから起こりそうな雰囲気づくりをしていく中で新しい出店者を育ていくことがもつとも必要だ。

津観音の門前町として 歴史・文化を 体感できる街に

わが街、大門の原点は津観音の門前町として形成されてきたところにある。津観音にお参りをし、食事や買い物をするのが楽しかったという高齢者の方によくお会いする。また若い世代でもパワースポット巡りがブームとなってきた。現在、門前町としての雰囲気はどう作っていくのか、津観音の行事や御利益と言われるものをまちづくりの中でどのように活かしていくのか検討している。

10月からは商店街の有志により毎月18日には「津観音縁日賑わい市」の開催をスタートした。今後、津観音に関連した商品づくりを進めていく企画もある。この11月には美杉の木で造られた「抜苦・与楽地藏」が津観音に安置された。また、津観音街



「にぎわいプラザin大門」が入るオーデン大門ビル

内、隣接する観音公園に新しく植樹を進め花木が楽しめるよう準備を進めているところであり、商店街では以前から運営していた大門公設市場をリニューアルし、津観音をお参りする方が休憩できるようコミュニティスペースの設置も計画している。

多様な主体が 参画するまちづくり 重層的なコミュニティをつくる

現在、商店街内の空き店舗であったオーデン大門ビルをTMO津夢時風が借り上げ、「にぎわいプラザin大門」を設立、運営している。主婦などが日替わりでシェフをつとめるコミュニティレストラン「O+（オープラス）」が営業をしており、シェフ同士の交流やそれぞれのシェフが持つ人的なつながりによるコミュニティづくりが行われている。これは津センターパレスにある津市市民活動センターの指定管理

者でもある津市NPOサポートセンターが運営しており、ハロウィンイベントなどを商店街とも協力して行なっている。

また、市民団体emergeo（エメルゴ）がインターネット放送サイトUsuegan（ユーストリーム）を利用した「津のまちTV」のスタジオとして活用し津市の情報発信に取り組んでおり、若い世代のたまり場としての可能性を見せ始めた。

空き店舗であった旧大門タウンには「あのつ画廊」がオープンした。ギャラリーや貸室、カフェスペースが設けられており、津の昔の写真なども常設展示されている。こちらは中高年のボランティアグループによって運営が支えられている。

さらに、三重大学が地域戦略センターの事務所を津センターパレスに設け、一階入口スペースに辻製油と共同して産学連携プロジェクト「つみき」プラザを開設した。また、大紀町の漁業販い地域推進集団チーム・錦とも連携し、隣接するまん中広場で毎週金曜日に「南の魚・野菜お福わけ市」の開催も始まっている。

以上の取り組みはまだまだ始まったばかりで、これをお読みになられている方も認識されていないことも多い。今、多くの種が蒔かれている状態だ。今後、各事業の内容を充実し、PRを進めていくことが大事になる。

中心市街地の活性化を商店街だけで行うことは難しい。もっと市民の

参加を呼び掛け、多様な主体による連携が大切となる。常に何かが行われている場にしていくこと、そして人と人がつながる重層的なコミュニティを街中に作っていくことが大門に人々が来るきっかけともなる。価格競争や品物のバラエティで大型店とは競争できない。非価格の付加価値の要素、趣味的な要素や濃密な人的交流が商店街の個性となると考えている。

これからの展開

現在はまちづくりでもソフトの部分が先行して進んでいる。これらの取り組みの成果が今後、それぞれの商店の売上や利益に反映していくような工夫を組み込んでいく必要がある。そして、まちの雰囲気づくりを進めていく中で、空き店舗への入店や空き地の再開発が小規模にでも起こってくるところまでつなげていかなければならない。

プロフィール

津市議会議員

岩脇 圭一

● いわわき けいいち

1978年生まれ

商店街やNPO、まちづくりの活動に携わるとともに行政の各種計画や条例の検討にも参加。だいた街づくり委員会 委員長。

その際、行政の役割が大切になってくるが既存の政策の見直しが必要時期に求めている。現場の職員は非常によくやっていただいているが、本来はもっと中間的な団体に専従の

スタッフを置き、各所で事務局やコーディネーター、あるいはプロデューサー的な役割をするような人材を育てることが必要だ。あらゆる主体がまちづくりに様々なリソース

三重県内の地域自治組織制度について

三重県地方自治研究センター 主任研究員 土屋 潤

三重県内では、平成15年12月にいなべ市が合併したのを皮切りに、平成18年1月の紀宝町の合併まで、15の新設合併と1つの編入合併を経て、平成15年11月末に69あった市町村数は現在29市町まで再編された。当センターでは、昨年度から市町村合併検証研究会を設置してアンケート調査を行い、合併後の総合政策や公共サービスなどについて議論を重ねている。研究会では、市町村合併による規模拡大に伴う住民と行政との物理的・心理的距離の拡大や首長と議会を失うことによるきめ細かい民意吸収の困難さなどが浮き彫りになってきている。それらを補っていくにはどうしたらよいか。その具体例として、三重県内の地域自治組織の制度を見ていきたいと思います。

地域自治組織とは

地域自治組織とは、地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申（H15）」によると「基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織」と定義されている。ある一定の地域のことを地域自らが決定し実行するためにつくられる組織である。

地域自治組織への関心が高まっていく背景には、これまで行政が半ば独占的に提供してきた公共サービス

先行する名張市と伊賀市

を投入しているが、目的にズレがあったり、それぞれの組織文化の違いから、無駄や摩擦が生じることも多い。それを整理する役割が必要である。また商店主も今は外へ出てい

によって行政の効率化を図る必要性から、地域自治組織の検討に至るケースがみられる。

名張市は、平成14年9月に財政非常事態宣言を行い、さらに翌年2月には伊賀地域2市5町村の合併の是非を問う住民投票を実施した結果、合併をしない単独市制を選択した。このような背景から「ゆめづくり地域予算制度」が創設され、その制度の下「地域づくり組織」を立ち上げ、都市内分権を進めてきた。制度の概要として、従来の地域向け補助金を廃止し、使途自由で補助率や事業の限定がない交付金を市内15の地域づくり組織に交付（ゆめづくり地域交付金）している。また、組織は公民館を活動拠点として、その指定管理を受けて運営もしている。

一方、伊賀市は先の名張市を除いた1市5町村が合併してできた市だ。合併協議に際して、合併により自治体の規模が大きくなることや少子高齢化による人口減少に対応するため、肥大化した行政サービスの一

く余裕がだんだん少なくなってきたおり、組合活動も厳しくなってきた。持続可能なまちづくり事業を推進していくための仕組みづくりが今求められている。

部を住民に「お返し」し、その受け皿としての「住民自治協議会」や、その仕組みを担保する「自治基本条例」の枠組みを決めていった。このようなことから、合併前から「住民自治協議会」の設置が先行して推進され、合併後まもなくの平成16年12月に「自治基本条例」が制定され施行された。また、活動拠点の整備も進み、38ヶ所に地区市民センターが設置されている。「住民自治協議会」は、市長の諮問に応じ、新市建設計画の変更や市の総合計画の策定及び変更に関する事項を当該地区において調査審議し、市長に答申する機能を有している。

松阪市と伊勢市の動向

松阪市の「住民協議会」の最初の団体の設置は平成18年7月で、現在43地域中25地域で設立されている。合併前の旧松阪市のころから構想があったが、合併に際しても協議されてこなかった。しかし、現在、旧4町のほとんどの地域で「住民協議会」が立ち上がっている。過疎・高齢化で実際に必要性が感じられたのは旧4町であったと考えられる。また、他の地域でも準備会が設立され、自治基本条例の準備も進んでい



地区みらい会議の1つ「小伊まちづくり協会」

自治体職員との 地域自治組織への関わり

伊勢市では、合併協議会の新市建設計画において分権型社会の構築やコミュニティの形成が主要事業にも盛り込まれ、「ふるさと未来づくり」推進計画によって平成20年12月から平成22年4月までにモデル地区として3つの地域で「地区みらい会議」が設立された。現在は平成22年度でモデル地区が終了し、平成25年度の新制度移行準備を行い、市内全域の地域自治組織設立を目指している。

熊野市の「地域まちづくり協議会」では、消防や保育士などを除く全職員が必ずいずれかの地域の「地域まちづくり協議会」に入り、地域ごとにアドバイザーの職員が1名いる。名張市や伊勢市でも地域担当職員として管理職（名張市2



伊勢市でのヒアリングの様子

名、伊勢市3名）が地域に入り、情報提供や運営の助言を行い、名張市では地域ビジョン（地域の将来像）の策定支援なども行なっている。また、伊賀市では各地区市民センターに2・3名体制で行政嘱託職員を置いている。松阪市でも各地域振興局に兼務だが1名職員を配置している。

見てきたところには少なからず地域の将来展望に対して危機感があったように思われる。また、紹介してきたのは制度や背景だけだが、10月に伊勢市と松阪市、名張市にヒアリングに行き、そこには地域自治組織の方々と担当職員の熱意や思いがあった。各市の詳しい地域自治組織制度や個別の地域自治組織については、市町村合併検証研究会で検証し、まとめていきたい。

研究員の本棚

『公共哲学とは何か』

山脇 直司 著／ちくま新書

2006年から1年ごとに代わる総理大臣、進まぬ震災復興、混迷する世界経済への対応。日本の失われた20年は、あと何年失われれば気が済むのか？そんな先行きへの不安からか、昨年NHK教育で実践的な哲学を公開講座形式で討議するマイケル・サンデル教授の「ハーバード白熱教室」が好評を博した。サンデル教授はコミュニタリアニズム（共同体主義）の立場をとっており、今までの日本の「右か左か」「自由主義か保守主義か」といったどちらかと言えば二者択一のだった考え方に新風を吹き込んだ感がある。

本書でも、「滅私奉公」に対して「活私開公」という人間観を示し、個人を活かしつつ公共性を開花させる新しい思考の導入を試みている。公私二元論を超えた「政府の公／民の公共／私的領域」の相関的三元論のなかで、政府や国と積極的に相互作用する行為主体として「民の公共」をとらえている。そして、現在の状況を打開していくための「理念と現実」を統合する学問として、現実社会の「ある」のリアルな分析と、理想社会の「べき」（規範）の追求、理想の実現可能性「できる」（政策）の探索という三つのレベルを区別しながらも切り離さず統合する道を選んでいる。

また、アリストテレスといった古典哲学からヘーゲルまでの近代哲学、そして日本の近・現代史を通じて公共哲学の歴史を分かりやすく紐解いている。近・現代に経済が「社会的なもの」に肥大化し、情報技術の発達により複雑化した現代社会のなかで失われた公共性をどのように回復していくべきか？本書では、「人と人とのコミュニケーション」や「正義（公正）」、「人権・徳・責任」などを挙げ、「人々の価値理念によって構築されない承認」されるべき制度の基底として公共世界をとらえる必要性を説いている。

さらには、哲学なき公共政策論の限界を論じ、倫理なき科学技術の発達に警鐘を鳴らして、社会的意思決定へ同じ市民である専門家と素人との「公共的コミュニケーション」の必要性を説いている。歴史的な経緯や背景を踏まえ、政党のマニフェストや地域自治にも視座を与えてくれ、公共哲学とは何か読者自身が模索する本である。

（主任研究員 土屋潤）

